

スタートアップエコシステムの
グローバル化に向けた
海外VC等コネクティングプロジェクト
公募要項

令和7年8月



スタートアップ戦略推進本部

目次

1. はじめに・事業の目的	1
2. 事業概要	1
3. 本事業者に求められる能力や経験	2
4. 本事業者の役割	2
5. 本事業の期間	6
6. 都の支援等の内容	6
7. 事業者・団体の応募方法	7
8. 審査の流れ	9
9. 留意事項	9
10. 申込・問い合わせ先	10

1. はじめに・事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、2022 年（令和 4 年）11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を 5 年で10倍、東京の起業数を 5 年で10倍、都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を 5 年で10倍を目指す「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」を掲げ、実現に向けて様々な取組を展開している。

ユニコーン数10倍を実現するためには、日本のスタートアップのグローバルな展開が不可欠です。そのためには、海外の投資家からの投資に加え、海外VC等が有するグローバルなネットワークに繋がっていくことが必要である。

そこでスタートアップエコシステムのグローバル化に向けた海外VC等コネクティングプロジェクト（以下「本事業」という。）では、海外のベンチャーキャピタルを始めとした投資家を呼び込む民間事業者・団体の取組と連携して、海外VC等に向けて日本・東京の投資環境を訴求するプログラムや国内事業者等とのネットワーク、大学発スタートアップをはじめとする国内の有力なスタートアップとの出会いの場を提供する。これらの取組により、東京のエコシステムの多様化を進め、スタートアップのグローバルな成長につなげていく。

2. 事業概要

本事業は、次のような流れで実施する。

- （1）本要項に基づき、本事業の実施主体となる民間事業者・団体（以下「本事業者」という。）を、都が公募する。
- （2）応募があった事業者・団体の提案について、都は外部有識者を含む選定委員会で審査し、1 件（者）採択した上で、協定を締結する。協定書については、別添「スタートアップエコシステムのグローバル化に向けた海外 VC 等コネクティングプロジェクトの実施に関する協定書（案）」を参照のこと。
- （3）採択された事業者・団体は、海外VC等の東京・日本への呼び込みを通じたスタートアップのグローバルな成長につながる施策を都と連携し実施する。
- （4）協定金の支払いに当たっては、本事業者が応募時に設定したKPIの達成割合に応じて支払う額（以下「KPI評価額」という。）と、事業全体の成果を評価する外部有識者を含む委員会（以下「評価委員会」という。）の評価結果に基づく額（以下「成果評価額」という。）を合計し支払う。詳細は、別紙 1「協定金の支払に係る評価方法及びKPIの説明」を参照のこと。

3. 本事業者に求められる能力や経験

本事業を効果的・効率的に推進する上で本事業者に求められる能力や経験は以下のとおりである。

- ・都のスタートアップ戦略の理念を理解した上で、東京のスタートアップエコシステムのグローバル化を推進する能力を有する
- ・本事業者自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワークを活かし、海外VC等のニーズに沿うとともに、本事業の目的達成に寄与するプログラムを提供する能力を有する
- ・海外VC等に対する効果的なプログラムを実施するために必要な他主体とのネットワーク及び調整力を有する
- ・海外VC等と国内事業者等や大学発等の国内の有力なスタートアップとのマッチング、その他の企画実施に必要な知見と経験、実行力を有する
- ・本事業の成果発信・認知度向上に資する発信力を有する
- ・策定した事業計画を着実に実行するとともに、都との連絡調整を円滑に行う能力を有する

4. 本事業者の役割

(1) 中間評価（令和7年度）

- ① 特に有望な海外VC等のソーシング・SusHi Tech Tokyo 2026（以下「STT2026」という。）への誘引・情報提供
 - i) 本事業者は世界トップクラスのVCや、日本のスタートアップへの投資が強く見込まれる海外VC等、本事業の目的達成に向け特に有望な海外VC等をソーシングする。ソーシングした内容をもとに都と協議の上、誘引対象となる海外VC等を決定する。なお、都から対象となる海外VC等を追加する場合がある。
 - ii) 本事業者は、i) にてソーシングした海外VC等をSTT2026へ誘引し、参加を確定させる（20社以上）。
 - iii) 本事業者は、i) にてソーシングした海外VC等に対し、日本・東京のスタートアップエコシステムやビジネス慣習等、本事業目的の達成に資する効果的な情報提供を行う。
- ② 日本で展開意欲のある海外VC等のソーシング・STT2026への誘引
 - i) 本事業者は①に加え、日本で展開意欲のある海外VC等をソーシングする。ソーシングした内容をもとに都と協議の上、誘引対象となる海外VC等を決定する。なお、都から対象となる海外VC等を追加する場合がある。
 - ii) 本事業者は、i) にてソーシングした海外VC等をSTT2026へ誘引し、参加を確

定させる（（１）①と別に50社以上）。

iii) 本事業者は、i) にてソーシングした海外VC等に対し、日本・東京のスタートアップエコシステムやビジネス慣習等、本事業目的の達成に資する効果的な情報提供を行う。

③ 海外VC等との協業に前向きな国内事業者等のソーシング

i) 本事業者は、海外VC等へのLP出資や協業に前向きな国内事業者・CVC等をソーシングし、海外VC等とのマッチングに向けたニーズのヒアリング等を実施する（50社以上）。

ii) 海外VC等のニーズを踏まえ、大学発等の国内有力スタートアップのソーシングし、海外VC等とのマッチングに向けたニーズのヒアリング等を実施する。本項目の活動実績はi) のKPIに含む。

④ 海外VC等と国内事業者等、国内有力スタートアップとの事前マッチング・オンラインミーティング

i) 本事業者は、（１）①にてソーシングした海外VC等のニーズを把握し、協業等の相手となり得る国内事業者等、大学発等の国内有力スタートアップとSTT2026での個別商談に向けた事前マッチング・オンラインミーティングを行う（35件以上）。同時に③ i) でソーシングした国内事業者等のニーズ把握も行い、マッチングの参考とするとともに、必要に応じて海外VC等との協業に向けたビジネス慣習等に関する情報提供を行う。

ii) オンラインミーティングでは、お互いのニーズの確認・把握等を行い、STT2026での面談が有意義なものとなるよう工夫すること。

iii) 本事業者は、オンラインミーティングに当たって必要に応じて通訳等のサポートを行う。

⑤ STT2026を活用したステージセッションの企画・組成

i) 本事業者は、STT2026のインベスターズステージにおいて、国内外の投資家や関係機関と連携したセッションを企画・組成する（12件以上）。ステージや空間の設営、機材の設置・運用等は都が別途実施する「SusHi Tech Global」の事務局事業者が行う。

ii) 本事業者は、セッションの登壇者調整及びセッション内容の企画を行い、都に提案する。都と協議の上、登壇者及び内容を決定する。

iii) 本事業者は、登壇者のSTT2026への来場に係る調整を行う。

iv) セッションは基本的に英語で実施するものとする。日本語への通訳は、翻訳ツールによる機械翻訳の結果をステージ上のディスプレイに表示する形で行う。なお、翻訳に係る設備の準備・運用は都が別途実施する「SusHi Tech Global」の事務局事業者が行う。

v) セッションの企画に当たっては登壇者のジェンダーバランスに十分配慮する

ものとする。詳細は都と協議の上決定する。

⑥ STT2026を活用したVC関連ミートアップイベントの企画・組成

i) 本事業者は、(1) ②でSTT2026に誘引した海外VC等を対象として、以下のイベントを企画・組成する。

(ア) 海外VC等と、LP投資や協業の候補となる国内事業者等とのミートアップイベント

(イ) 海外VC等と、有力な国内スタートアップとのミートアップイベント

ii) イベントはいずれもSTT2026会期中に、東京ビッグサイト内または近隣の会場にて実施することを想定している。詳細は都との協議の上決定する。

iii) イベントはいずれも完全招待制とする。

⑦ STT2026を活用した有望な海外VC等を巻き込んだエグゼクティブレセプションの企画・組成

i) 本事業者は、(1) ①でソーシングした海外VC等を主な対象として、STT2026の会期中、または会期の直前・直後のいずれかにレセプションを企画・組成する。

ii) 会場はホテルの宴会場等を想定している。詳細は都との協議の上決定する。
なお、会場は原則として都が、飲食の提供等は本事業者が手配する。

(2) 最終評価 (令和8年度)

① STT2026への海外VC等の参加

i) 本事業者は、(1) ①及び②で誘引した海外VC等をSTT2026に参加させる (合計70社以上)。

② STT2026を活用したステージセッション (オープンミートアップを含む) の実施

i) 本事業者は(1) ⑤で組成した企画をもとに、STT2026のインベスターズステージ等においてステージセッションを実施する (12件以上)。

ii) 本事業者は、インベスターズステージで実施した各セッションの登壇者と聴衆等が交流できるオープンミートアップを実施する。ミートアップは各セッションの直後とし、インベスターズステージの隣に設置される交流スペースにて実施する。

iii) 本事業者は、ステージの司会進行、登壇者の誘導、セッション及びオープンミートアップの会場整理等を実施する。ステージや空間の設営、機材の設置・運用等は都が別途実施する「SusHi Tech Global」の事務局事業者が行う。

③ STT2026におけるVC/CVCブースの出展調整

i) 本事業者は、(1) ①および②でソーシングしたVCも含めた海外VC・CVC等からのブース出展の希望を募り、出展に係る調整を行う (20件以上)。

ii) ブースのスペース・小間等の設営は都が別途実施する「SusHi Tech Global」の事務局事業者が行う。

- ④ STT2026を活用したVC関連ミートアップイベントの実施
 - i) 本事業者は、(1) ⑥で組成したミートアップイベントを実施する(2件以上)。
- ⑤ STT2026に合わせて実施される海外VC向けネットワーキングイベントの実施サポート
 - i) STT2026に合わせて、海外VC等と国内事業者、国内外スタートアップ、国内VC等の交流を促進するため、関係機関と連携し、ネットワーキングを含むイベントが開催される予定である。当該イベントに(2) ①でSTT2026に誘引した海外VC等を誘客するとともに、運営のサポートを実施すること(1式)。
- ⑥ STT2026を活用した有望な海外VC等を巻き込んだエグゼクティブレセプションの実施
 - i) 本事業者は、(1) ⑦で組成したレセプションを実施する(1件)。
- ⑦ STT2026を活用した海外VC等と国内事業者等、大学発等の国内有力スタートアップとの個別商談組成・実施
 - i) 本事業者は、(1) ④でマッチングを行った海外VC等と国内事業者・国内有力スタートアップとの個別商談を設定する(50件以上)。
 - ii) 個別商談は原則としてSTT2026期間内にインベスターズエリアに設置される商談ブース、及び東京ビッグサイト内に設置される商談個室において行うものとする。ただし、東京ビッグサイト以外での実施を妨げない。また、STT2026会期中だけでなく、その前後の期間に行うことを妨げない。
 - iii) 商談個室は、完全個室で周囲から遮蔽された空間が準備される。一方商談ブースは天井の設置がなく、遮音性能に限度があることに留意すること。いずれも設置は都が別途実施する「SusHi Tech Global」の事務局事業者が行う。
 - iv) 本事業者は、個別商談の実施に当たって必要に応じて通訳等のサポートを行う。
- ⑧ 海外VC等からのフィードバック
 - i) 本事業者は、(1) ①および②の海外VC等から、本事業についてのフィードバックを得る(10件以上)。
 - ii) フィードバックは面接形式により実施する。オンサイト・オンラインの別は問わない。
 - iii) 上述の面接以外にアンケート等を実施することを妨げない。
- ⑨ 国内事業者等からのフィードバック
 - i) 本事業者は、(1) ③の国内事業者等から、本事業についてのフィードバックを得る(20件以上)。
 - ii) フィードバックは面接形式により実施する。オンサイト・オンラインの別は

問わない。

iii) 上述の面接以外にアンケート等を実施することを妨げない。

⑩ 海外VC等と国内事業者等のマッチングフォローアップ

- i) 本事業者は、⑦で実施した商談が具体的なビジネスに結びつくよう、必要に応じて追加面談の調整や情報提供などのフォローアップを行う（15件以上）。
- ii) 本事業者は、STT2026以降に都との連携の申し出があるなど、STT2026に係るプログラムを提供できなかった海外VC等のうち有力なVCについて、情報提供やマッチング、次年度のSTTへ向けた関係構築等を行う。本項目の活動実績はi)のKPIに含む。

(3) その他

① 本事業者が独自に提案する事項の実施

- i) 本事業者は、本事業のより効果的な運営のため、1つ以上独自の項目を作成し、KPI及びKPI連動額を設定する。

② 情報発信

- i) 本事業者は、本事業のステークホルダーとの交流促進、実施イベントの集客等を目的として、本事業での実施内容やその成果について、効果的な情報発信を実施する。
- ii) 情報発信はSTT2026のWEBページやSNS等での実施を想定している。本事業でSNSのアカウント取得は行わない予定である。

③ 事業進捗状況の報告・評価委員会に必要な根拠資料の提出

- i) 本事業者は、事業の進捗状況の共有や方針決定等のため、おおむね週に1回程度都との打ち合わせを設定すること。打ち合わせはオンラインによる実施を基本とする。なお、STT2026の会期直前等は必要に応じて打ち合わせの回数を増やす等、本事業が円滑に進むよう柔軟に対応すること。
- ii) 本事業者は、四半期に一度以上、当該事業期間の事業の進捗状況を都に報告すること。
- iii) 令和7年度末及び協定終了時、各KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（参加者リスト、フィードバック結果、報告書等）やその他KPI評価委員会の運営に必要となる資料を都に提出すること。それをもってKPIの達成状況を確認するほか、評価委員会における成果評価を実施する。

5. 本事業の期間

協定締結の日から令和8年10月31日まで

6. 都の支援等の内容

(1) 協定金の支払い

本事業者が実施した協定事業の取組内容や成果に対し、都が協定金を支払う。

① 上限額

令和7年度は最大1億1000万円（消費税及び地方消費税を含む。）、令和8年度は最大7,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

② KPIの設定とKPI連動額

本事業者は、応募時に様式1「KPI設定シート」を作成し、各KPI項目の設定及びKPI項目ごとの配分・金額（以下「KPI連動額」という。）を記載すること。

③ 協定金額の決定

協定金額については、KPI評価額（KPI連動額×KPI達成割合の値）と成果評価額を合計し支払う。各項目の達成割合が100%を超えた場合でも、各項目のKPI連動額を超える金額は支払わない。詳細は別紙1を参照のこと。

④ 支払時期

原則として、令和7年度の協定金は令和8年5月末、令和8年度の協定金は令和9年1月末までに一括で支払う。

(2) その他の支援

都は、本事業者に対して、協定金による支援を行うほか、関係機関との連携支援等を行う。

7. 事業者・団体の応募方法

(1) 応募要件

以下の①から③までの要件を全て満たす事業者・団体を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募する場合は、代表事業者を定め、代表事業者が応募申請を行うとともに、構成事業者全てについて以下の①から③までの要件を全て満たすこと（採択後、都は代表事業者と協定を締結し、協定金は全て代表事業者に支払う。）。

① 日本国内で事業活動を行い、次のいずれかに該当すること

(ア) 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人

(ウ) その他都が認める者

② 次のいずれにも該当していないこと

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 法人事業税等を滞納している者

- (ウ) 事業者・団体、関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本事業に、暴力団、暴力団員等が介入していること。
- (エ) 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者
- (オ) 民法第90条に定める公序良俗に反する事業及び企業体であること
- ③ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること
- (2) 質問の受付
- 本事業に関する質問については、「10. 申込・問い合わせ先」記載の宛先に電子メールで連絡すること。
- 【質問受付期限】 令和7年9月3日（水）17時まで（厳守）
- ※回答は、令和7年9月5日（金）以降、順次都のホームページに掲載する。
- <https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/connecting-project-2025>
- ※応募状況や審査内容に関する質問については、一切受け付けない。
- ※原則として全ての質問を公開するため、その前提で質問すること。
- (3) 応募様式の提出
- 応募様式に必要な事項を記入し、下表で指定する応募書類の電子データを「10. 申込・問い合わせ先」記載の宛先に電子メールで送付すること。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンしてPDFファイルにて送付すること。
- 【提出期限】 令和7年9月16日（火）17時まで（厳守）
- 応募様式は、都のウェブページに掲載する。
- <https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/connecting-project-2025>
- なお、応募書類送付時には以下の事項に留意すること。
- ・各応募書類の提出形式については、下表を参照すること
 - ・応募書類はまとめてzipファイル形式に圧縮し、パスワードを付しメールで提出すること。なお、パスワードは別に通知すること
 - ・件名には、「【●●（応募者名）】スタートアップエコシステムのグローバル化に向けた海外VC等コネクティングプロジェクト応募申請」と記載すること
 - ・添付ファイルの容量が10MBを超過する場合は、複数のメールに分割して提出すること

- ・複数の事業者が提携し応募する場合は、その役割等がわかる体制図（任意様式）を必ず添付し、申請は代表事業者が行うこと

表＜提出書類一覧＞

No.	書類	提出形式
1	企画書	PDF
2	様式1 KPI設定シート	Excel
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	PDF
4	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式 ※なお、応募者が東京都物品等入札参加資格を有する場合は、入札参加資格受付票の写しを提出することで本書類の提出を省略できるものとする	PDF

8. 審査の流れ

（1）審査方法

書類審査ののち、外部有識者を含む審査会において、プレゼン審査（オンライン）を行う。なお、プレゼン及び質疑応答は日本語で実施する。プレゼン審査は9月下旬に実施予定である（予定所要時間：プレゼン20分、質疑応答25分、計45分）。

詳細は応募者に別途連絡する。書類審査結果によってはプレゼン審査の対象とならない場合がある。

（2）審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

（3）採択の決定

審査会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じない。

9. 留意事項

- （1）事業者・団体は、支援の実施に当たり、本事業の公募要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守すること。
- （2）応募に要する費用については、都は負担しない。
- （3）本事業における事業者・団体と都との連絡は日本語を標準言語とする。また、応募書類は日本語で記載すること。

- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、原則都から公表される予定である。
- (5) 本事業の参加者は、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために協力すること。
- (6) 以下の場合には審査対象外となることがある。
 - ・応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・応募内容に不備がある場合
 - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
- (7) 応募に当たり提出された個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都、本事業者に必要な範囲で共有、利用する。個人情報を含む情報は事前の承認なく都及び事務局以外の第三者には提供しない。
- (8) 事業の推進に関して不適切であると都が判断した場合には、実施途中で協定を解除する場合がある。

10. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎14階北側
電話：03-5388-2106（なお、質問の受付はメールに限る）
メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

1 企画書の作成について

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。

A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意する。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

(2) 留意事項

- ① 表紙を作成すること。
- ② 目次を記載すること。
- ③ 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成にあたっては審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。
- ④ プレゼン審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- ⑦ 各ページ右肩に当該頁が審査基準のどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- ⑧ 使用する言語は日本語とする。
- ⑨ 表紙には、表題として「スタートアップエコシステムのグローバル化に向けた海外VC等コネクティングプロジェクト 企画書」と記載すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- ① 都のスタートアップ戦略や事業目的に適した提案内容とすること。
- ② 本事業を実施するにあたっての体制（複数の事業者で連携して応募する場合は、それぞれの役割等がわかる体制図を記載すること。）
- ③ 本事業を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

- ① 事業計画
- ② 本事業を通して達成したい目標や成果
- ③ 前述の目標達成に向けて、どのような海外VC等や国内事業者等にプログラムを提供するか、その手法
- ④ 海外VC等や国内事業者等の誘引方法やマッチングを促進するための具体的方策

- ⑤ STT2026 における VC パビリオンでのセッションや各イベントの企画
- ⑥ 海外 VC 等や国内事業者等へのアフターフォローの具体的な方策
- ⑦ 海外 VC 等の呼び込みに資する効果的な独自提案